

オンライン利用等に関する意見・要望 報告票

氏名(都道府県名)	井上新(愛知県)
-----------	----------

設問1 「オンライン利用拡大行動計画」対象手続きについて

事項	記載欄
① 手続名	電子申告・電子納税全般
② オンラインの利用を拡大するための提案事項(お気づきの点、改善すべき点等)	オンライン3法を見直し、電子による提出を原則とし、紙による提出は補助もしくは禁止すること。ほか。あまりにもたくさんあり。別紙明細
③ 上記の提案理由・提案に至る経緯・現状及びその効果	電子政府構想のそもそも論から、間違っている。従前の業務を電子化するのではなく、業務フローを見直して、電子化すべき。諸外国からの遅れを取り戻すため、思い切った施策が必要。その他は、別紙明細。
④ その他の意見・要望とその理由	原口ビジョン2におおむね賛成。実業界の意見を取り入れることと、NTT優先を排除すること。その他、別紙明細。

(注)

関係資料は下記のURLをご覧ください。

- ・ オンライン利用拡大行動計画(全文)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>
- ・ 平成20年度行政手続オンライン化の状況等
<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/H20online.pdf>

設問2 行政手続オンライン化に関する基準・考え方

【電子申請で行うことを継続又は(停止した手続を)再開すべき手続と電子申請を停止すべき手続の仕分け基準】

事項	記載欄
①電子申請で行うことを継続すべき手続名(国の手続)	電子申告・電子納税
②上記手続を選定した理由・根拠、考え方	平成22年度に、45.4%(国税庁発表)。分母は3200万以上。75%以上でなければ意味がない。
③ 電子申請を停止すべき手続名(国の手続)	事業仕訳的にダメだしされたものは、一時的に停止し、ある程度の利用率のあるものを優先し、段階的に普及させていく。ただし、段階的であると、残念ながら、現在のペースでは、永久に電子政府化はできない。 そこで、抜本的な促進策(打つ手は無限)を打ち出し、確実に成果のあるものから進め、最終的には、 全て電子化できるように復活させること
④上記手続を選定した理由・根拠・考え方	この国家財政の逼迫している時点では、上記手法はやむを得ない。
⑤その他行政手続オンライン化に関する基準・考え方についての提案事項	従前のままの考え方を見直し、政府CIOによるある程度の強制力と、財政の厳しい状態における金銭以外の大きなインセンティブの付与が必要。

(注)

関係資料は下記のURLをご覧ください。

- ・ オンライン利用拡大行動計画(全文)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>
- ・ 平成20年度行政手続オンライン化の状況等
<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/H20online.pdf>
- ・ メリハリWG中間報告書(システムの停止等)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hyoukaworking/091222chuukan_houkoku.pdf

設問3 電子政府の総合窓口(e-Gov)、政府統計の総合窓口(e-Stat)又は各府省のホームページに関する意見・要望
(行政情報の公開、パブリック・コメント等国民意見の行政への反映方策について)

事項	電子政府の総合窓口(e-Gov)	政府統計の総合窓口(e-Stat)	各府省のホームページ (該当の府省名を記載願います。)
①追加してほしい情報の種類、内容等	すべての窓口を1本化すること。 (e-Gov/e-Stat/各府省庁のHP)	存在自体知らなかった。PRが下手である。	業務的に関する部分は利用している。
②内容が分かりにくい・不親切又はもっと分かりやすく提供してほしい情報の種類、内容等	入口からして分かりにくい。 ヤフーやグーグルの検索サイト並みにどこをクリックしても、e-Govの窓が出るくらいにしなければ、使われない。	そもそも、動きが鈍い。野暮ったい。 民に任せ、良いものにする。	各省庁ごとに努力していて、業務的に役立つのであるが、縦割りであり過ぎる。
③高齢者・障害者・外国人への配慮が不十分と考える情報の種類、内容等	PCやモバイル端末になじまない方々にも電子政府の利便性が享受できるような工夫が必要。子供手当配るなら、iPadを全国民に配布し、タッチ式で全ての情報が選択できるようにする。	おそらく、③に該当する方は、こことは縁がない。	例えば、電子申告において、画面の文字を大きくわかりやすくという点があります。しかし、そんな議論ではなく、高齢者は確定申告不要の制度を考えるべきです。
④行政情報を提供するための新たなツール(高性能携帯、YouTube、Twitter、UStream等)に関する意見・要望	Twitterの愛好者としては、Twitterに必要な情報を流していただければありがたい。また、諸手続き方法についても、動画で配信していただいた方が理解しやすい点はある。	統計情報を取りに行くのに、新しいツールを使い必要性を感じない	各省庁ごとにTwitterされると、かえってめんどくさくなる。HP同様一本化して、政府の情報を流していただきたい。
⑤国民の意見・要望を吸い上げる仕組み(パブリック・コメント、ハトミコム、経済産業省アイデアボックス、e-Gov政策提言など)に関する意見・要望	経済産業省のパブリックコメントは素晴らしい企画であった。しかしながら、税理士に3月15日のメ切は酷である。期限を切らず、恒久的に開設していただきたい。利用側のみ、期限を設ければ済む話である。	国が所有する全ての統計情報を、簡易な手法で取得できるようにしていただくためには、これらの新しい手法は望ましい。	経済産業省のアイデアボックスにもありましたが、国民の意見募集についても窓口は一つにして、どこのどの分野に対する意見要望か選択するようにすべきだと考えます。

(注)

関係資料は下記のURLをご覧ください。

・行政情報の電子的提供に関する指針

<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/20041112doc1.pdf>

・電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

・政府統計の総合窓口(e-Stat)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

電子政府推進員として e-G o v を通じて、総務省にお願いしたいことに意見を集約しました。

I. オンライン3法を見直し、電子原則、紙は補助へ

およそ、IT立国＝電子政府構想を本気で実現する気であれば、現在のように、行政への電子申請・電子申告の位置づけが「紙と同様」というのでは実現が遅れます。全て電子申請・電子申告が原則で、紙は例外にすべきであります。現状は、オンライン3法により、「紙と電子は同様の扱い」ということになっています。ここをはっきり電子原則にしない限り、紙の申請・申告に固執する人は残ります。

弁理士（管財務大臣の答弁でもありましたが）の業界では、電子での申請が原則で、可なり以前よりほとんどの業務を電子でなされていると聞いています。これは、専用のVPNを使用しているからというシステム的な問題よりも、マイナスのインセンティブ、すなわち紙で出すと料金が余分に発生するということが大きな要因になっていると理解しています。スキヤニング代を取られるなら、電子で提出するということです。

我が国の電子申告制度は、2004年2月2日に導入されて以来、7年目を迎えました。国税庁・税理士会の努力下、平成22年度まで45.4%の利活用率（国税庁発表）となりました。しかし、まだまだ低調です。諸外国において、90%以上の電子申告をしている国はいくつかあり、その多くは「紙での申請を受け付けない。」とかの施策もあります。我が国において紙を受け付けないことは混乱をきたすだけですから、無謀ですが、せめて、「電子が原則、紙での提出は例外。」とすることで、その利活用率は大きく向上するものと断言できます。

現に、税務の現場において、紙と電子は同等と謳いながら、現実には紙が有利で電子が大変不利の場面も多く見受けられます。例えば、紙で申告すれば、翌年も確定申告時期に事前に情報とともに用紙を送付してきます。しかし、電子をすると何も送ってこない。紙であれば先方より無条件に送られる情報を、電子の場合メッセージボックスに取りに行く行為が必要になります。人によってはPCが苦手で申告そのものを失念したり、取り扱いを間違えて、代理送信する税理士が損害賠償請求を受けたりする事例もあります。また、電子の場合は電子署名をしますが、これは実印と印鑑署名を全ての書類に添付することと同様になります。その手間暇が利活用率向上に対する高いハードルになっています。電子署名をすること自体は

は重要ですが、だからこそ、紙よりもはるかに簡易なシステムでの署名を工夫する必要もあります。情報伝達も電子の場合には不利なことがあります。セキュリティを確保しつつ、ユーザビリティを優先できる方法を考えて、電子を原則化すべきであります。

是非、オンライン3法の見直しをしていただき、電子申請・申告を原則とし、紙を例外としていただきたいと思います。

Ⅱ. e-G o v を考える前にすべきことは、IT 戦略本部は国家戦略室の中心にすることだと思います。

この度の、総務大臣の「原口ビジョンⅡ」には大変大きな期待をしています。政権交代後、電子政府構想がフリーズしている感がありました。しかし、今回やっと若干ながら IT 分野の前進と思われる傾向が見えてきました。新政権は、コスト削減、グリーンITを政策の中心にするのであれば、今こそ、IT政策を見直し、諸外国からこれ以上置いてきぼりを食わないように、電子政府構想に注力をしていくべきです。そのためには、国家戦略室の中心はIT戦略本部であるべきだと思います。ここで電子政府構想を停滞させることは、「国家100年の失政」となります。e-G o v は、IT 戦略本部の所掌とし、一本で窓口を統一し、ここからすそ野が広がる形にしない限り、利用者視点から考えても国民の理解を得ることは難しいと考えます。

現状、「ITはお金がかかり、費用対効果が見いだせない。会計検査院からの指摘もある」。したがって、事業仕訳では、財務省の場合でもその項目に「電子申請システム」が入って見たり、補正予算の削減で電子申告の改善計画が突然凍結されたりしました。これは、ITをあまりにも理解していない、軽視しているが故の結論です。

行政の中で費用対効果が見いだせない原因は明らかです。

- ①縦割り行政で、それぞれが所管の範疇のシステムに固執していたこと。
- ②それらを統一すべく指導できる国家CIOが不在であること。
- ③ありえないほど高額な金額のベンダーにしか発注できてないこと。

- ④ I T化の前に業務フローの見直しからやるべきこと。
- ⑤利活用者目線で作られていないこと。
- ⑥法律が I T社会に追い付いていないこと。
- ⑦電子署名を T P Oに合わせて省略化できるようにすること。

これらの原因をクリアすれば、本来の国家の I T化効果が得られると確信しています。
具体的な改善アイデアとして、

- ①国家戦略室の柱に I T戦略室を設け、各省庁はその方針に従う。
- ② I Tを理解し、ある程度の強制力を持った C I Oに就任いただく。
- ③常に公募でベンダーを選任し、R F Pと S L Aを制度的に義務付ける。
- ④紙業務を即電子化しようとするから複雑になるので、電子用の業務フローを考える。
- ⑤常に利用者アンケートをとり、改善点を透明化する。
- ⑥オンライン 3法を見直し、行政の受付は電子原則とする。
- ⑦本人は I D・P Wだけで参加でき、代理業の場合は国家認証局の認証で行う。

なにはともあれ、まずは、I T戦略室を国家戦略室の柱にさせていただき、I T政策において、世界に負けないような電子政府を実現していただくことを祈念する次第です。

Ⅲ. 電子申告は楽になったが、さらなる改善が必要。

電子申告導入当初から e-Tax に携わり、この数年は 100%電子申告をしています。ともかく素晴らしく使い勝手は向上しています。

今年は、地元の市役所の無料相談を受ける場面で、パソコンを使い国税庁の「所得税の確定申告作成コーナー」をフルに使わせてもらいました。実に、使いやすく工夫されています。通常の事務所仕事は会計事務所専用機で行うので、さらに便

利になっていますが、国税庁の「所得税の確定申告作成コーナー」の今年度版はすぐれものになっていました。現場が初体験に近いものになりましたが、触ってみて十分に理解できるものでした。いままでとは違い年々大きな進歩をしています。

とはいえ、まだまだ、納税者視線にはなりきれていない。特に、最終的にその場で電子申告しやすいようにならなければ本来の意味がない。私も、無料相談会場では安全を期して、紙ベースで受け付けました。電子認証すること自体に、あのような場面では責任問題が生じかねない。

したがって、特定会場での電子申告はID・PWだけで可能にすべきでしょう。そして、さらにe-Taxソフトについては、これほどまでに、ホームページ上の作成コーナーが充実してきたのですから、開発改善コストが2重投資になるので、止めてしまえば良い。小さな法人が特別に使う時か、代理送信をさせていただける税理士の中でベンダーソフトを購入しない・できない者専用で特定して開発することも考えられます。しかし、国のコスト削減を第一に考えれば、全てWeb上で可能にし、「作成コーナー」一本にしていくことも考えられると思います。電子申告の使い勝手の良さが向上していくことが、今後も大変楽しみです。

電子申告の詳細な改善要望については、私が今、日本税理士会連合会の情報システム委員会で「電子申告の改善要望書」を作成中です。毎年、国税庁は私どもの意見を取り入れてくださった、その結果が、他の手続き以上に利活用率が向上した結果であると思います。

IV. アイデアボックスは素晴らしい企画であるから、常設にする。

アイデアボックスには、前回（2009.11）も参加させていただきました。また、ITに関しては、従来より可能な限りパブリックコメントを出させていただいております。行政が国民の意見を聞くということとは素晴らしいことだと思います。

しかし、残念なことに、いつも期限があり、また短い。担当行政の事務処理の都合で期限を決められる。既にこの期限決めが国民目線のIT行政ではなくなっています。国民は皆それぞれ生活するために時間に追われて仕事をしています。良い

アイデアがあっても、ここに投稿する時間がなかなかない。たとえば、私は税理士で今の時期、たくさん投稿するアイデアがあったとしても、確定申告時期でまとめている時間がない。また、総務省に提出し、経済産業省に提出し、内閣府に提出しと言うこと自体、おかしい話です。IT政策は、1本の意見を出せば、各省庁がそれぞれ検討するべきではないでしょうか。あるいは、IT政策はIT戦略室のみが所掌するか、どちらかです。

いずれにしても、素晴らしい企画は常設にするのが良いと思います。常設しておいて、行政側は、作業の都合で特定の日までの分を意見として取り上げるなりまとめれば、投稿する側もじっくり取り込むこともできる。良く調べたり、深く練ったアイデアも期待できるのではないのでしょうか。もちろんこの場合、いつまでの分で切れるかは連絡はいただきたい。

V. 共通番号は「友愛番号」で統一すること。

社会保障と税の共通番号としてどの番号を利用するかについては、「住基ネット（住民基本台帳ネットワーク）が一番幅広く付いている番号だとして、統一される方向の議論がなされています。同時に、「新たに導入する共通番号制度と、健康保険の被保険者証番号などの既存の番号制度を一本化せず、複数の番号を併存させる方針」もあるということです。後者のご意見はセキュリティや個人情報保護の観点からということですが、「利用者の利便性」を第一に考えれば、番号は統一すべきであると考えています。現在のセキュリティ技術の中で人的な不正を除いて、技術的な脆弱性はどれほどのものでしょうか？普及促進にはセキュリティよりもユーザービリティを優先し、普及が行きわたった段階もしくは、事故が発生した段階で次の手として考えていかない限り、普及はしにくいと考えます。番号は共通番号に一本化すべきだと考えます。

その場合、共通番号については、ネーミングが問題だと思います。税務関連で使用となると、徴収される、取られることばかりが意識の中で選考します。共通番号を振ることは、国民が平等にサービスを受けられることだという意識を先行啓蒙させなければなりません。そこで、ネーミングを、「納税者番号」とか「納税者背番号制」とかではなく、「給付配布番号」とか「思いやり番号」的なイメージが必要です。そこで、私は「友愛番号」「You & I Number」というネーミングを提唱します。これならば、現政権、現総理大臣の思いが国民に通じるのではないのでしょうか。

VI. e-G o v の電子認証時に士業の代理送信については国家認証局を設置し、その電子署名で運用すること。

現在、電子申請・申告の推進事業の対象となった士業団体では、それぞれが独自に電子認証局を立ち上げ、それぞれの士業団体の会の中で莫大な費用をかけ管理・運営をしています。電子認証局を持つ士業団体は、税理士会・司法書士会・社会保険労務士会・土地家屋調査士会の4団体です。それぞれの士業団体の電子認証局が発行する電子証明書はその士業資格保有を間接的に証明するものとして、関連官公署で利用されています。したがって、電子政府構想を推進し、国家資格者を電子の世界で間接的にでも証明する電子認証局は大変重要なものであります。

税理士会では、税理士認証局によるICカードの取得を推進し、発行枚数目標は7万2千人の全会員取得です。現実には4万8千枚超の発行枚数ですが、士業団体の認証局としては最大となっています。しかしながら、その維持経費に多大な費用負担を会費の中から賄っています。さらに、電子認証局の認可基準が厳しく、そのための管理・運営にもかかっています。士業団体協議会によれば、他の士業団体でも同じ状況で、年間の総費用の3分の1近くを必要とする団体もあり、すぐにも諸負担に耐えきれない団体が現れてもおかしくない危機的な状況になっています。電子政府構想を推進するために、もっとも行政に協力的に、利用者・納税者に代わって申請する立場にある士業団体の苦しみは、多大であります。

したがって、電子認証局は各士業団体が個別に有するのではなく、国家認証局を設置し、国家認証局で各士業ごとに電子証明書を発行すべきです。すなわち、国家資格者に紙で合格承認書を授与するのではなく、ICカードでその資格を証明するようにし、その発行母体は国家認証局としていただきたい。国家資格を担保に信頼性を確保し、代理行為が単独でできるように（電子申告のように）することで、電子政府の利活用率の向上は図れます。「国家が、各士業団体の統合認証局を有し、インターネットでそこにアクセスすればダウンロードして資格証明書を取得でき、その電子署名で代理送信ができる。」という仕組みを早期に実現すべきです。発想の転換で、紙で資格証書を渡す代わりに、電子証明書を持って国家資格の付与とすべきです。

しかし、国家は予算が少なく、IT投資のできる状態ではないということであれば、電子政府化が当たり前の時代になる

までの過程において、代理送信が想定される資格業者を集めて、「士業団体合同認証局を構築する」ことも考えられます。

現在の私の事務所業務は、もし、電子申告100%でなければ、郵送業務・窓口受付での收受印の授受などで多大な時間を要し、期限に間に合わないため、事務所が崩壊している可能性があります。電子申告100%のお陰で仕事ができます。その電子申告が普及し始めたのは、納税者の押印を省略しても、税理士が代理で電子署名し送信すれば受付るようになって以降です。「オンライン利用拡大対象重点手続」における利用数値から、平成18年度が100万件程度であった利用件数が、代理送信が可能になった、平成19年度申告で600万件近くまで伸ばしたことがわかります。士業による代理送信は、士業にとってその責任こそ重くなりますが、業務の効率化は大きく図れることは確かです。士業が積極的に電子申請に取り組めば、電子政府構想は実現します。

しかるに、国家の財源不足等の理由で早期の「国家認証局構築」が難しいのであれば、暫定的手段として「士業団体合同認証局の構築」を早急に実現させるべきだと考えます。各士業団体が認証局を放棄した後からでは、電子政府への協力熱は冷めてしまい、電子政府の推進にはブレーキになります。代理送信者が低コストで電子認証ができる仕組みを考えない限り、代理送信がこれほど便利であっても、理解を示さない士業者は存在します。是非、認証局の認可3省庁（総務省・法務省・経済産業省）には、士業団体認証局という考えも視野に入れていただきたいと考える次第です。

さらに、現状のままとしても、士業団体が有する認証局の認可基準、監査基準を見直していただきたい。「国家認証局」「士業団体合同認証局」の意見については、経済産業省のアイデアボックスで、そもそも資格者が認証局を持つ必要性すらないという意見もございました。しかし、国家資格というのは、社会的に必要だから与えられる資格であり、無資格者が行くと国民に何らかの不利益を被らせる可能性があるため、ある程度以上の水準を担保された者が、依頼者に代わって業務を行うことを許されているものだと考えます。もちろん、国家資格があるから偉いとか、業界エゴ的に差別化しろという話とは次元が違います。

この代理行為を電子の世界で行う場合、その者が本当にその資格者に該当するのか保証するものが必要になります。たとえば、税の世界で、納税者が自ら申告する場合は、IDとパスワードで充分だと思いますが、その税務申告を税理士が代わって行う場合、税理士でない者が行って、事故が起きたら、納税者の被る損害が多大になる可能性もあります。そこで、士

業団体は電子の世界でも自らの資格を証明するために認証局を構築しました。

「国家認証局」「士業団体合同認証局」など無理だということであれば、既存においても認証局の認可・運用に大きな問題があります。各士業は、その団体に会員を入会させる段階で、国家試験に通っただけでなく、加入のための厳密な登録調査をしています。また、資格維持については事務局で厳正に管理しています。にもかかわらず、士業団体の有する認証局に電子証明書の発行を求めると、その決められた運用基準から、登録時と同じ手続きを経た高いハードルの審査があります。2重の審査を経ることになり、実際、これが壁になって、取得しない会員が存在しています。実印と印鑑証明、そして資格証明ですから厳密に行うことは理解できますが、不特定多数の中から認可をする一般認証局のような審査基準をそのまま使って認可・監査の基準としていることに対しては、緩和すべきです。CP/CPSの規定緩和を含めた、士業団体の簡易な認証局構築が、代理送信を通じて電子申請の利用件数を飛躍的に伸ばすものと確信しています。JQA及びJIPDECとの協議をしていただき、既存の士業団体認証局は特定認証局の中でも、監査時等において特別な配慮をしていただきますよう、よろしくご検討ください。

VII. e-Gov を「成長戦略」の要にして、中小企業の IT 経営にも寄与するようにする。

税理士として25年間事務所を営ませていただいておりますが、今年ほど企業の厳しい決算内容を見たことがありません。このような年度が数年続けば、間違いなく「日本経済は沈没する。」という恐怖感を現場に携わる者として感じています。特に、個人事業主（零細企業）など、国家戦略の成長戦略の視野に入れるまでもないという考え方もあるかもしれません。しかし、日本において、総企業（事業所も含む）数に占める中小零細企業の割合が90%を超えている現状から、企業群のすそ野である「中小零細企業の活力を如何にして引き出すか」というところが、国家の成長戦略の要になるものと考えます。e-Gov のなかに、中小企業経営にも役立つ情報を盛りだくさんにして、経営者の心の支えにしていくことも必要です。

中小企業は、個人事業であっても、パソコン等はかなりの割合で導入しています。しかし、経営に役立つほどの有効活用ができているところは実に少ない。また、今以上に効率化する術はあるにもかかわらず、目の前の仕事をこなすことで没

頭し、また、人材不足・情報不足・技術不足で有効活用がなされていません。2009年度中小企業白書の「IT活用による顧客開拓の重要性」の項目によれば、「取引コストの削減」は従業員規模が100名以上の企業の方が実感しているが、「新たな市場開拓」「ニッチな市場開拓」については、従業員規模が小さいほど、その有効性を認めています。現実に私の関与先には、ITに積極的に取り組んだために、その企業のホームページが一人分以上のパワーのある営業マンになり、大変活力のある企業に成長した企業もあります。中小企業こそ大企業との競争の中でその格差を埋める術として、IT経営が大切なのです。

「原口ビジョンⅡ」には大変な期待をしていますが、現政権の「成長戦略」というキーワードは格好の良いだけの国家戦略にと思われがちです。高邁な構想だけを机上で練って構築するのであれば、「机上の空論」と言われるのが落ちです。経済の実態を見据えて、具体的に何をすべきかを考えるのであれば、企業群のすそ野である中小企業に着目し、その中小企業の活性化をもち、重要なソリューション手段としての「IT経営を導入する環境づくり」をしていく。成長戦略の真の要を「中小企業もIT経営ができる環境づくり」にしていく。その情報は全てe-Govから得られるようにする。これこそが、実態にマッチした成長戦略であり、日本が世界から取り残されない方法であると確信しています。